

## 優良運転者表彰のお知らせ

問 五所川原地区交通安全協会 ☎34-5650  
北部分会 ☎52-2442

五所川原警察署長・五所川原地区交通安全協会長連名の平成30年度「優良運転者表彰」を実施しますので、次に該当する人はお申込みください。

- ①現在も運転している、10年以上の無事故・無違反の人。
- ②運転免許証の住所が中泊町の人。
- ③協会加入5年以上の会員で、触法行為が無く地域の支部長が推薦する人。
- ④運転免許証に記載された最も古い「取得年」が次のいずれかに該当する人。

昭和28年・33年・38年・43年・48年・53年・58年・63年・平成5年・10年

受付期間は3月1日(金)から4月10日(水)まで。

申込書は、当協会事務局(警察署・金木分庁舎内)と地域の支部長にあります。

なお、申込時に無事故・無違反証明書(1ヶ月以内のもの、SD申請料630円)、印鑑が必要です。ご不明な点は、協会事務局までお気軽にお問合せください。

## 医療費の適正化にご協力ください

問 町民課保険年金係 内 1316

国民医療費は、高齢化とともに年々増え続けています。誰もが安心して医療を受けられる国保制度を維持していくために、医療費の適正化にご協力ください。

- 1、「かかりつけ医」を持ちましょう。
- 2、「はしご受診」はやめましょう。
- 3、診療時間内に受診しましょう。
- 4、薬の飲み残しに注意しましょう。
- 5、小児救急電話相談(#8000)を利用しましょう。

小児救急電話相談(#8000)とは全国同一の短縮番号#8000を電話すると、最寄りの相談窓口へ自動転送されます。夜間や休日の子供の病状にどのように対処したらいいのか、病院を受診した方がいいのかなど判断に迷った時に小児科医師・看護師に電話で相談できるものです。

## 松食い虫被害・ナラ枯れ被害の予防をしましょう

問 西北地域県民局地域農林水産部林業振興課 ☎72-6613  
問 北津軽森林組合 ☎35-2507  
問 農政課農林基盤整備係 内 1812

松食い虫被害は、昆虫が運ぶマツノザイセンチュウという線虫によって松が枯れる伝染病です。また、ナラ枯れ被害は、昆虫が運ぶナラ菌により、ミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病です。

これらの被害が、県内各地で発生するようになると、農林水産業をはじめとする産業・経済のほか、本県が誇る自然景観や観光資源などに大きな影響を与えます。

このため、以下の3点について住民の皆様の御協力をお願いします。

- ① マツノマダラカミキリとカシノナガキクイムシは、それぞれマツとナラ類を伐採した際に発生する臭いに集まる習性があるため、これらの昆虫の活動期(6月～9月)には、マツとナラ類を伐採しないようにしましょう。
- ② マツの丸太や苗木、ナラの丸太を他県から持ち込むと、県内に松食い虫被害やナラ枯れ被害を呼び込む可能性があるため、マツとナラ類を伐採しないようにしましょう。
- ③ 松食い虫被害やナラ枯れ被害を防ぐには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。自宅の庭木や街路樹、山林など、身の回りで枯れている、または枯れかかっているマツやナラ類を見つけたら、問合せ先までご連絡下さい。

## 小泊地域 公民館教室 受講生募集

☎ 教育委員会小泊事務所 ☎ 64-2679

次の教室を小泊地域で開講します。希望する人はお申込みください。

- 実施期間……4月～9月頃 15回
- 受講料……1教室 2,000円
- 対象者……一般
- 教室内容

## 日本海漁火センター

教室名	開催日時	講師
パッチワーク教室	木曜日 午前9時30分～	成田やよゑ(下前上)
手芸教室	木曜日 午前9時30分～	鈴木 梅子(温泉町)
英会話教室	火曜日 午後7時30分～	ドーニー・マイケル(花丘町)
華道教室	木曜日 午後7時00分～	加藤 かつ(小泊派立)
陶芸教室	木曜日 午後1時00分～	小山内文明(市浦十三)
エクサ&ヨガ教室	水曜日 午後7時00分～	成田 寿子(木造)

※エクサ&amp;ヨガ教室は、親子での参加も可(小学3年生以上)

## すくすくしたまえ館

教室名	開催日時	講師
洋裁教室	火曜日 午前9時00分～	成田 ひで子
和裁教室	金曜日 午前9時00分～	成田 リキコ

- 申し込み締め切り……3月20日(水)まで
- 申し込み場所……教育委員会小泊事務所・すくすくしたまえ館まで(申込用紙を備え付けています)

## 「北光寿大学」聴講生募集

☎ 教育委員会小泊事務所 ☎ 64-2679

平成31年度「北光寿大学」聴講生を下記のとおり募集いたします。知識や教養、健康増進など楽しく学べる学習を予定していますので、男女を問わず多数お申込みください。

- 学習内容…教養学習(講話・芸能)、バス遠足、野外レク、室内運動会など  
クラブ活動(手芸、コーラス)
- 募集対象…小泊地域在住の満60歳以上の人
- 申込先…各町内世話役

・花丘町ー越野るみ  
 ・若葉町ー角田トキ(募集のみ)  
 ・新町ー久保田松江  
 ・派立ー澤田アキ  
 ・上町ー藤田千多/柏崎幸江  
 ・浜町ー大石和子

・入舟ー葛西敏子  
 ・温泉町ー伊南ミツ子  
 ・折戸ー浜野千栄子  
 ・下前上ー奈良絹子  
 ・下前中ー長内エツ子  
 ・下前浜ー藪田みゆり(募集のみ)

- 申込締切…平成31年4月5日(金)
- 問合せ先…教育委員会小泊事務所 (TEL 64-2679)

# 青森県議会議員選挙 投票日は 4月7日(日)

午後8時まで投票できます。忘れずに投票しましょう!

☎ 選挙管理委員会事務局 内 2313

## ■中泊町で投票できる人

選挙資格登録基準日(平成31年3月28日)に、次の要件を満たしている人

- ①年齢…平成13年4月8日以前に生まれた人
- ②住所…平成30年12月28日以前に中泊町に転入の届出をして居住している人

※県内に転出した場合は「引き続き県内に住所を有する旨の市町村長の証明書(交付手数料無料)」を持参すれば、旧住所地で投票できる場合があります。

## ■期日前投票

①期間・時間…3月30日(土)～4月6日(土) 午前8時30分～午後8時

②投票場所

・役場小会議室1, 2 ・小泊支所第1研修室(日本海漁火センター)

※どちらの投票所でも投票できます。

## ■不在者投票(出稼ぎ先での投票など)

事前に申込が必要です。

①受付期間…3月20日(水)から受け付けます

②受付場所…役場小会議室1、小泊支所

③投票方法…本人または家族・代理人が受付場所で申込 → 書類が指定の住所に届く → レターパックを持って最寄りの選挙管理委員会に行く(投票方法は選管担当者が指示します) → 選管担当者が町へ投票用紙を返送

④ご注意…投票できる期間は、3月30日(土)～4月6日(土)ですが、投票日(4月7日)までに到着しないと無効になりますので、お早めの投票をお願いします。

## ■不在者投票(県選管の指定病院・施設などでの投票)

病院・施設の職員に、投票したいことを申し出てください。決められた日に病院・施設内で投票しますので、早めにお申し出ください。

# 造林用の苗木及び特用樹・緑化木の販売について

☎ 農政課農林基盤整備係 内 1812

役場農政課では、造林用の苗木及び特用樹・緑化木の申込みを3月29日(金)まで受付しております。

樹種	苗齢	苗高	一般販売価格(円)	樹種	苗齢	苗高	一般販売価格(円)
スギ	3年生	45cm	180	カラマツ	2年生	45cm	130
		35cm	179	コバハン	2年生	60cm	63
アカマツ	2年生	20cm	104	ヒバ	5年生	30cm	400
クロマツ	2年生	20cm	130		25cm	370	

※価格には消費税、運賃、手数料が含まれます。

苗木の畑直接受取は、価格より3円引きとなります。

上記以外の苗木をご希望される方は、北津軽森林組合へ直接ご相談下さい。

TEL 0173(35)2507



# 固定資産の縦覧・閲覧について

問 税務課課税係 内 1213

## ■縦覧制度について

土地または家屋の所有者は、自分の固定資産の評価が適正であるかを判断するために、評価の比較に必要な範囲に限り、自分が所有する資産と、町内の他の資産の価格などを比較することができます。

### ◆縦覧できる人

- 土地……土地に対して固定資産税が課税されている納税者
- 家屋……家屋に対して固定資産税が課税されている納税者

### ◆縦覧期間

- 平成31年4月1日(月)～5月31日(金)
- 午前8時15分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

### ◆縦覧場所

- 中泊町役場税務課、小泊支所

### ◆縦覧するために必要なもの

- ◎納税者本人が縦覧する場合
  - 本人であることが確認できるもの(個人番号カード、運転免許証・納税通知書・健康保険証など)
- ◎代理人が縦覧する場合
  - 納税者本人からの委任状及び代理人の個人番号カード、運転免許証、健康保険証など

## ■閲覧制度について

「閲覧制度」は固定資産課税台帳をご覧いただき課税内容を確認していただくもので、平成15年度から納税義務者以外で、土地や家屋を有償で借りている人(賃借契約書及び賃借料などの領収書などの関係を証するものが必要です)も対象資産の閲覧ができるようになりました。

### ◆閲覧できる人

- ・固定資産税の納税義務者
- ・土地について貸借権その他の使用または利益を目的とする権利(対価が支払われる者に限る)を有する者
- ・家屋について貸借権その他の使用または利益を目的とする権利(対価が支払われる者に限る)を有する者
- ・固定資産の処分をする権利を有する一定の者

### ◆その他

- ◎電話による照会にはお答えできません。
- ◎借地・借家人の人は縦覧帳簿の縦覧はできません。